慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	國史通論(中村直勝著, 星野書店發行)
Sub Title	
Author	有賀, 春雄(Ariga, Haruo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1938
Jtitle	史学 Vol.16, No.4 (1938. 4) ,p.205(703)- 205(703)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19380400-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

國史通論（中村直勝著　星野書店發行）

著者中村氏は本書の序文に於てかう述べて居られる。「一晩にずつと通讀し得る日本歴史の本、國史に何等の豫備知識がなくとも讀んで判る本、さうしたもので通俗に墮せない内容、それを狙つて書いたのが本書である」と。私は著者が現下の讀書界の要求に鑑みて、この種の國史を書いてみようといふ決心を起された精神に先づ敬意を表せざるを得ない。從來の國史の書物といへば、一般に多數の事實を目まぐるしいまでに羅列して、それが爲に讀者をして非常な煩雜さを感ぜしめ、一度通讀するのにさへ並々ならぬ努力を要求した。若しも現時の我が國民に國史の知識が缺けて居るとするならば、その原因の一班は適當な國史の書物を缺いてゐた點に歸せらるべく、その責任は史學者自ら負ふべき所であらう。青少年の徒輩が好んで左翼傾向の國史を讀んで、自ら國史に通じ得たりとする惡風も實は正しき歴史の書物の缺如に起因するを思ふべきである。玆に中村氏の國史通論の出現をみたことは、一般國民の容易に讀み得べき正しき歴史を得た意味に於て、私共の心から欣快とするところである。凡そ一つの歴史の書が一般讀書界を對象とする以上、その書は第一に讀み易く興味があり、趣味としてそれを繙かしむる種類のものでなければならない。が第二にはそれは古代から現代に及ぶ通論であり而かもそれが或る程度高級であることが要求される。この第一と第二の條件は矛盾の如くすら思はれる。そこにこの種の書物の述作上の苦心が潜在するであらう。本書の著者も亦「幾度か筆を執つてその度毎に歎息した」と感懐を漏らして居られる。然し私は本書に於て著者の目的は達成されてゐると思ふ。それは讀み易く興味深く然かも高級である。例へば全卷三十六章の項目は概して目新らしい感を與へるものであり、殊に第四の「法律國家の出現」、第五の「國家意識の擴充」、第十の「都市佛敎より山岳佛敎へ」、第十三の「少數者より多數者へ」、第二十の「佛神より人間へ」、第二十三の「商工業者の世界」等の如きは、從來の國史の章節の題目とは著しく異り、既に目次を一覽したのみでも讀者の興味を唆るに充分なものがある。全卷の各章は國史の各時代に就てその最も主潮的特色を鮮明に摘出したものであり、その中には幾多の新らしい解釋や卓拔な見解が述べられてゐる。讀者は必らずや本書に於て新鮮な知識に觸れ、香り高い史觀を味ふことが出來るであらう。只だ年號を省略し、固有名詞を少なくしたことが果して本書の目的と一致するか否かは聊か疑問なきを得ない點であり、また何等豫備知識を有せざる者にとつては幾分その内容が抽象的に過ぎる嫌がないでもない。寧ろ本書は幾分なり國史の素養を有する人々の讀物として最も好適なものであると信ずる。（有賀春雄）